

1 社会福祉法人専門家会議

【第1回・第2回社会福祉法人専門家会議での主な意見】

〈ガバナンスの強化について〉

- 社会福祉法人が自らガバナンス強化を行うために必要な所轄庁の支援について考える必要がある。
- 新制度のもとで議決機関とされた評議員会を構成する評議員の役割が特に重要ではないか。
- 大規模な制度改革に対して、特に事業規模が小さい法人や保育系の法人について、手厚い対応が必要である。

〈財務規律の確保について〉

- これまでの社会福祉法人経営適正化事業をさらに発展・強化させる必要がある。
- 監事をはじめ社会福祉法人自らのチェック機能を強化することが重要である。
- 都で自己点検ツールを作成してもらえると、実地検査の際の重点事項を絞ることができるので、区市にとって大変参考になる。

〈運営情報等の活用について〉

- 社会福祉法人の内部留保など財務状況等に対して注目が集まっているので、都内法人の実情を明らかにする必要がある。
- 都内社会福祉法人の地域特性を明らかにすることは非常に重要である。また、地域公益事業について、都の地域特性を明らかにすることで、都ならではのニーズも浮き彫りになるのではないか。

〈その他〉

- 区市により社会福祉法人の指導体制に差があることから、都は広域的自治体の立場から、都内社会福祉法人が新制度移行を進められるよう一律に取組を行う必要がある。
また、区市所轄社会福祉法人に対して適切に新制度移行を促せるよう、都は区市の支援を行ってほしい。

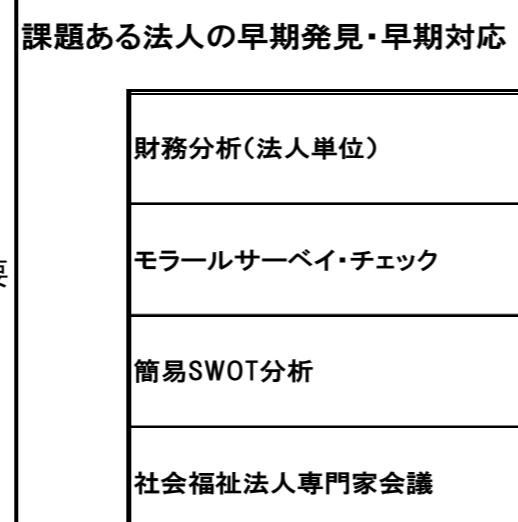
2 社会福祉法人経営適正化事業の発展・強化

社会福祉法人経営適正化事業(平成27年度まで)

■ 事業の現状、課題

- 理事等に対する役員機能強化研修の取組は、社会福祉法人のガバナンス強化に寄与。この取組は社会福祉法人役員の権限と責任を明確化する法改正につながった。
- 都内法人の財務分析は、都の指導検査における財務上の課題の早期発見に活用されてきた。
- 国は都の財務分析の取組を参考にして、都の要望も受けて、都道府県の役割として、法人の活動状況の収集・分析・公表を法案に規定した。
- 平成25年4月から都内法人の7割が区市所轄となつたが、事業における区市との連携・役割分担が整理されていない。

〈社会福祉法人経営適正化事業のイメージ〉



社会福祉法人経営力強化事業(平成28年度から)

社会福祉法人専門家会議の意見や社会福祉法人経営適正化事業の現状や課題を踏まえ、新制度に合わせて事業を発展・強化させる。

- ガバナンス強化や財務規律の確保に向けて、社会福祉法人に対する指導だけでなく、法人の自主的な取組を支援していく。
- 都内社会福祉法人の情報を収集・分析・公表することにより、法人活動状況の透明性の向上を図るとともに、法人に対する適切な指導に活用する。
- 社会福祉法人に対する支援や指導において、所轄庁である区市との連携を進めていく。

〈社会福祉法人経営力強化事業のイメージ〉

(新)ガバナンスの強化

- 新制度周知・徹底
→新制度説明会・普及啓発媒体作成
- 役員等の機能の強化
→評議員説明会、監事説明会

(新)財務規律の確保

- 自己点検シート

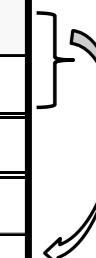
(新)法人の活動状況の把握

- 財務分析(拠点区分単位)
- 財務分析(法人単位)

課題ある法人の早期発見・早期対応

- モラールサーベイ・チェック
- 簡易SWOT分析
- 社会福祉法人専門家会議

問題法人の早期発見・早期対応でも活用



1 法人のガバナンスの強化

(1)新制度の周知・徹底

- (ア) 新制度説明会
・法改正を実効性あるものとするため、法施行までの間に、都内全社会福祉法人(約1,000)を対象に、法改正の概要や、社会福祉法人が準備すべき具体的な事項について、周知を行う。(平成28年1月14日に新制度の概要等について、説明会を実施、参考資料2参照)
- (イ) 社会福祉法人向け普及啓発媒体の作成
・社会福祉法人への制度周知を徹底するため、法改正の要点をまとめた普及啓発媒体を作成し、都所管法人に配布するとともに、都のHPに掲載する。

(2)役員等の機能強化

- (ア) 評議員説明会
・法改正で新たな役割が付与された評議員については、評議員に特化した説明会を開催し、重点的に支援する。
- (イ) 監事説明会
・社会福祉法人における財務規律を確保するためには、自らの自己チェック機能を高めることが求められる。
・監事機能の強化が重要であることから、監事に特化した説明会を開催し、重点的に支援する。

区市との役割分担

- ・都は広域自治体として、都内全ての社会福祉法人に対して広く新制度周知・役員等の機能強化などの取組を行う。
・区市は所轄庁として、地域の実情に合わせてよりきめ細やかな支援を管内社会福祉法人に対して行う。
・区市が管内社会福祉法人の支援を行うにあたり、都は必要な支援を行う。

2 法人の財務規律の確保

自己点検シートの作成

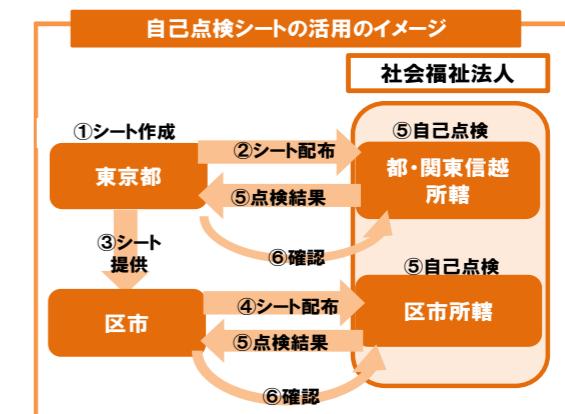
- ・法令等に則った手続きや経理処理が行われているかどうかを法人自ら確認できるよう、監事や法人職員が確認すべき事項をまとめた自己点検シートを作成する(別紙1)。
・監事等に対する説明会等で、会計監査に代わるものとして、特に会計監査人が設置されていない社会福祉法人に対して、使用を働きかける。
・所轄庁は点検結果をもとに、必要な助言を行う。

対象	実施時期
都内全社会福祉法人	28年度 自己点検シート作成 29年度 取組開始

根拠法令:法第56条第1項(監督)

〈自己点検シート活用の流れ〉

- 【都】**
① 自己点検シートの作成
② 都・関東信越厚生局所轄法人への配布
③ 区市へのシートの提供
⑥ 点検結果の確認・助言
【区市】
④ 区市所轄法人への配布
⑥ 点検結果の確認・助言
【法人】
⑤ 法人職員等による自己点検及び点検結果の所轄庁への報告



3 法人の活動状況の把握

財務分析(法人単位・拠点区分単位)

- ・新会計基準の導入により、平成27年度から拠点区分単位での財務諸表等の作成・提出が義務付けられる。
・また、法案では平成29年4月より区域内の社会福祉法人の活動状況等の調査、分析、公表が都道府県の業務となる。
・都では、これまで社会福祉法人の課題の早期発見・対応のために、都内全社会福祉法人について、法人単位の財務分析(11指標)を行ってきた。28年度以降は、従来の指標に新たな指標を加え(別紙2)、拠点区分単位(参考資料3参照)の財務分析を実施する。
・社会福祉法人の課題をより詳細に把握することにより、適切な指導に活用するとともに、分析結果を公表することで、都内法人の活動状況や地域特性を都民や社会福祉法人に明らかにし、透明性の向上を図る。

実施時期	対象	内容
28年度～	都内法人が運営する施設を主とする拠点	・法人単位での財務指標 ・拠点区分単位での財務指標(新)

根拠法令:法第59条(法人から所轄庁への報告)、法第59条の2第2項(都道府県による調査等)、法第59条の2第3項(都の区市への情報提供依頼)

〈法人の活動状況把握の流れ〉

- 【都】**
① 都・関東信越厚生局所轄法人の財務諸表等の収集
④ 財務諸表等の分析
⑤ 分析結果の公表
【区市】
② 区市所轄法人の財務諸表等の収集
③ 都への財務諸表等の提供
【法人】
①(②) 所轄庁への財務諸表等の提出

